「モードA／C一括

モードA／C／S一括

「モードA／C一括又はモードA／C／S一括

」

を

に

改め、同図2に次のように加える。

パルス幅	0.8±0.09μs ただし、ＡＣＡＳⅠは0.8±0.10μs
パルス立ち上がり時間	0.1μs以下
パルス立ち下がり時間	0.2μs以下
尖頭電力	パルスP1の尖頭電力より小さいこと。
パルス発射のタイミング	パルスP1の前に発射するものとし、パルスSとパルスP1の間隔は2±0.10μsであること。

別図第十八号の二を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している航空用ＤＭＥ、ＡＴＣＲＢＳ、ＶＯＲ及びＡＣＡＳの無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則第四十五条の十二の五、第四十五条の十二の六、第四十五条の十二の十一及び別図第七号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3　この省令の施行前に総務大臣の行う型式検定に合格した機上ＤＭＥ、ＡＴＣＲＢＳ及びＡＣＡＳの無線設備の機器（外国において、検定規則で定める型式検定に相当するものと総務大臣が認める型式検定に合格したものを含む。）に係る当該合格の効力については、この省令の施行後においてもなお効力を有するものとする。

4　総務大臣は、前項の規定によりなお合格の効力を有することとされた無線設備の機器を使用する無線局に対して、免許若しくは予備免許又は無線設備の変更の工事の許可をすることができる。この場合において、無線設備の条件は、この省令による改正後の設備規則第四十五条の十二の五、第四十五条の十二の六、第四十五条の十二の十一及び別図第七号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○法務省令第二十五号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十七条第一項（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十五日

法務大臣　千葉　景子

更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（委託事務費）

第五条　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費の人件費に相当する額として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき、次の額とこの額を基礎として算定した場合における健康保険法（大正十一年法律第七十号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の規定により事業主が負担することとされる保険料に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とを合計した額を支弁する。

7　ＡＣＡＳにおいて、モードC応答の重畳数を減少させるため、モードC又はモードC一括の質問信号に抑圧パルスSを使用することができる。この場合において、抑圧パルスSは以下の条件に合致すること。